

# 大阪市に於ける要救濟失業労働者と其の就勞狀況

安 田 辰 馬

數年以前の情勢に比較すると、我が國の失業狀況は最近に於て稍々好轉を示して居るものと如く觀られてゐる。最も之れが數字的結論は相當困難のことに屬し、今各種資料を掲記しての綜合觀察の餘裕を持たないが、内務省社會局調査に係る失業狀況推定月報に依り其の一斑を窺ふに、最近に於ける全國の失業者數は昭和七年七月の五一〇、九〇一名を最高とし漸次減少の傾向にあり、昨年十二月では三六〇、七五〇名といふ數字を示して居る。次に同推定月報に示されたる全國失業率(調査人口に對する失業者數の割合)を掲記すれば

昭和七年	昭和八年	昭和九年
六・九四%	六・一三%	五・一六%

といふ狀況にあり、漸次失業率の低下を示しつつある様である。

次に、大阪市に於ける最近の狀況を同じく失業狀況推定

二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
六・九二	六・八〇	六・八七	六・八六	六・八三	七・二〇	七・一〇	七・〇二	六・九二	六・六六	六・三八
六・〇六	五・八四	五・七〇	五・九一	五・九七	五・八一	五・六五	五・四五	五・三二	五・一九	五・一一
五・二四	五・一七	五・一四	五・一三	五・〇六	四・九七	四・九一	四・八七	四・八六	四・七九	四・八〇

月報に徴するに、本年三月一日現在に於て、失業者總數二四、四八〇名、内給料生活者四、九三〇名、日傭労働者五、五六〇名、其他の労働者一三、九九〇名と推定されて居る。而して最近一ヶ年間に於ける各月別の失業率を顧るに、

昭和九年	給料生活者			日傭労働者			其他の労働者			平均		
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
四月	二・八	%	一・二	%	二・九	%	三・五	%	二・八	%	一・二	%
五月	二・八	%	一・四	%	三・四	%	四・〇	%	二・八	%	一・二	%
六月	二・九	%	一・四	%	三・四	%	四・〇	%	二・九	%	一・三	%
七月	二・九	%	一・四	%	三・五	%	四・一	%	二・九	%	一・三	%
八月	二・七	%	一・三	%	三・三	%	三・八	%	二・七	%	一・二	%
九月	二・七	%	一・三	%	三・二	%	三・七	%	二・七	%	一・二	%
十月	三・〇	%	一・四	%	三・三	%	四・〇	%	三・〇	%	一・三	%
十一月	二・八	%	一・三	%	三・二	%	三・八	%	二・八	%	一・三	%
十二月	二・八	%	一・三	%	三・一	%	三・七	%	二・八	%	一・二	%
昭和十年	二・八	%	一・二	%	三・〇	%	三・六	%	二・八	%	一・二	%
一月	三・一	%	一・三	%	三・三	%	三・九	%	三・一	%	一・三	%
二月	三・〇	%	一・三	%	三・二	%	三・八	%	三・〇	%	一・二	%
三月	三・〇	%	一・三	%	三・二	%	三・八	%	三・〇	%	一・二	%

といふ數字を示し、失業率は日傭労働者に最も高く、其他の労働者に亞いで居る状況である。

尙、こゝに注目すべきは右失業推定數下の要救済者の状況である。今前掲本年三月一日現在の大阪市失業者推定數中に含まるゝ要救済者數を示せば、給料生活者一、三六〇名(失業者數に對する割合二七・六%)、日傭労働者五、五六〇名(同上二〇・〇%)、其他の労働者四、七六〇名(同上三四・〇%)である。

即ち右に依れば、最近インフレ景氣、軍需景氣等の呼聲と共に、稍失業状態好轉の印象を一般社會に與へつゝある一面に於ては、三十六萬餘の失業數を推定せしめ、大阪市のみにても二萬五千に垂んとする失業者推定數を示して居るのであり、其の中最も多數を占むるは労働者層に屬する失業者であり、内一萬餘は要救済失業者と推定さるゝものである。然らばそれらの人々は如何に救済されつゝあるであらうか?

本稿は大阪市の於ける要救済失業労働者登録の近況と、失業者使用事業方面への登録労働者就労状況とを觀、以て

失業者救済の現状一斑を窺はふとするものである。

二

政府の通牒に依れば、現今失業者救済關係事業として擧げらるゝものは、各種の官公營事業及び民間事業等非常に廣範圍に亘るのであるが(註一)、其の代表的な事業は所謂失業應急事業と稱せらるゝもので、昭和七年五月二十日附發社第五一號内務大藏兩次官より各地方長官宛依命通牒に基き公共團體に於て施行せられつゝある事業である(註二)

(註一) 職業紹介第二卷第一號、山本高雄氏論文參照  
 (註二) 失業問題事務參考資料(昭和九年版)第三五頁以下參照

大阪市及び郡部に於て要救済失業登録労働者を對照とし

て現に施行せられつゝある所謂失業者使用事業の主要なるものとしては、失業應急事業、時局匡救國庫補助土木事業都市計畫事業及び一般各種公營事業等を擧げ得るのであるが、今其の代表的のものとして「失業應急事業」について見れば、大阪府並大阪市施行の二種の事業が並び行はれて居り、府事業の施行箇所は何れも郡部であるが市失業登録者を其の對照とすることに於て兩者異りはない。本年三月三十一日現在の内務省社會局調べに依れば、右失業應急事業の計畫概要は左表の如くであつて、八年度繰越並に九年度事業合して一ヶ年間の労働者使用豫定延人員三十五萬六千餘(府)及び六十一萬三千餘(市)に達する事業の施行を見て居るのである。

大阪府市一般労働者失業應急事業概要

事業種目	年度	事業費		労働者使用		施行期間	施行方法
		豫算額	實際額	一日平均	豫定人員		
道 路 改 築 工 事	八 年 度 繰 越	六 四 三 〇 〇	一 八 四 三 六 三	三 三 三	三 三 三	自 九 年 一 月 一 日 至 十 年 三 月 三 十 一 日	直 接 請 負
道 路 改 築 並 街 路 改 築 工 事	九 年 度	一 七 九 九 七 三	三 三 九 八 四 四	二 四 一 〇 九 九	六 六 六	自 九 年 七 月 一 日 至 十 年 三 月 三 十 一 日	同
計		一 〇 一 三 二 九 七 三	五 二 四 二 〇 〇 七	一 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇		

(昭和十年三月末日現在)

道路舗装修築、河川修築、橋梁改築、並水路浚渫修築工事	八年度繰越	四〇九、八三三	一六、五七〇	一〇三、七六八	二八二	至一九四、三三三	直營
道路改修並街路舗装工事	同	七五、五三〇	三三、三八	三三、八九七	三三	至一〇三、三三三	同
第二次高速鉄道建設工事	同	二、三三、九五四	三九、六八八	一九四、一〇七	五三三	自一九四、一〇七	請負
街路舗装、道路修築、河川改修、橋梁改築、水路浚渫工事	九年度	一、三〇〇、〇〇〇	三三、五四	二四九、六二五	七四	自一九四、一〇七	直營
平野川改修工事	同	三〇〇、〇〇〇	六、三三六	四、八四四	二〇七	自一九四、一〇七	同
計	八年度繰越	二、七九、〇七〇	五二、五三三	三九、七九三	—	—	—
	九年度	一、三〇〇、〇〇〇	四二、八五〇	二五三、四二〇	—	—	—
	計	四、〇九、〇七〇	九四、三八三	六五、二一三	—	—	—

三

失業應急事業の対照たる要救済失業労働者及び其の採用方法について政府の通牒は主要次の如く規定してゐる(註)即ち

- 一、失業者中救済を必要とするものなりや否やに關しては方面委員、警察官吏、宿泊所長等の活動を促し之が認定に遺憾なきを期し且認定せられたるものに對しては本人の寫眞を添付せる労働手帳を職業紹介所を経て交付すること
- 一、前項要救済者の採用に就ては其の生活状況、失業期間等を參酌し困窮の度甚しきものを優先せしめ且相互間就勞機會の分配を公平ならしむること、從て職業紹介所より採用する要救済失業者中の額付(指名入夫)の数は技術上必要の最少限度に止め其の数は少くとも其の三割以内たるべきこと

現在、失業應急事業施行の公共団体は何れも右規定に準據して居ることは勿論であるが、更に各地の事情に應じ詳細なる要救済失業者登録規定(若くは内規)を設定するを普通として居るのである。

今大阪市に於ける現行「労働登録要項」の骨子を示せば、登録の種類を第一種登録及び第二種登録の二種とし、第二種登録者は失業者救済關係事業に限り従事し得るものとして居る。而して其の被登録資格を示せば

- (イ) 第一種登録
  - (A) 年齢満二十歳以上五十歳未満なること
  - (B) 大阪市に本籍を有するか又は大阪市に寄留し寄留届出後同所に六箇月以上居住し失業のため生活困難なること
  - (C) 大阪市京橋職業紹介所長に於て日備労働者として適當と認めたるものにして同所に於て行ふ審査に合格し又は所長に於て技術工として認定したるものなること
- (ロ) 第二種登録
  - (A) 大阪市方面カード登録者にしてカード登録後三箇月以上を経過せるものなること

(B) 大阪市京橋職業紹介所長に於て日備労働者として適當と認めたるものなること  
尙、現在大阪市には六ヶ所の労働紹介所があるのであるが、右登録の申込は凡て京橋職業紹介所に於て受付けることとなつて居る。  
それでは右条件のもとに登録されつゝある大阪市要救済失業者とは如何なる人々であらうか?次に項を更めて概観しやう。

四

(註) 失業問題關係事務參考資料(昭和九年版)第三六頁参照  
大阪市立労働紹介所(六ヶ所)に於て登録を受け、労働手帳を交付されて居る要救済失業者は、大阪地方職業紹介事務局の調べに依れば、本年四月三十日現在で總數六、九四九名、内朝鮮人四、〇〇八名(總數の五七・七%)を算へて居る。而して最近一ケ年に於ける登録状況を見るに、昨年五月の七、九七九名を最高とし漸次減少の傾向にあり本年二月に於て六、八一七名となつて居る。

大阪市に於ける労働紹介の現況を見るに、京橋、築港、今宮、千鳥橋、淡路、今里の六ヶ所の労働専門紹介所に於て日々、六千乃至八千名の労働者を紹介就労せしめつゝあるのであるが、今、昨年一月以降の月別紹介延数を示せば左表の如く就労の最盛期は毎年三月であつて昨年三月は二十二萬三千(一日平均約七千二百名)、本年三月は二十一萬一千餘(同、六千八百餘名)を算へて居る。

各月の事業別紹介数を観るに、要救済失業者の使用を目的とする失業者使用事業(前掲失業應急事業及關係事業)への紹介は昨年一月に於て總紹介数の六六・四%を占めて居たが、最近では四〇%臺に低下を示して居る。而して失業者使用事業への紹介延数を月別に観るも昨年比し相當數の減少を見せて居るのである。

こゝに注目すべきは毎年、年度替りに於ける紹介數激減の現象である。即ち、之れを九、十兩年の年度替期(三、四月)兩月に於ける紹介數の開きについて見るも、

と云ふ數字を示し、實數に於ても減少率に於ても失業者使用事業に顯著なる現象を呈して居るのみならず、之は次に述ぶる要救済失業者登録労働者の就労回数に直ちに反映して居るのであり失業者救済上相當考究さるべき事象である。

大阪市立労働紹介所紹介員數(月別)

月別	失業者使用事業		一般事業	
	實數	減少率	實數	減少率
昭和九年 一月	101,633	50.8%	151,559	64.9%
二月	110,001	55.1%	185,788	69.9%
三月	170,483	75.3%	233,833	66.2%
四月	56,179	27.7%	107,853	51.1%
五月	65,943	31.8%	137,808	61.0%
六月	55,350	27.0%	125,663	54.1%
七月	54,640	26.8%	131,321	53.3%
八月	47,808	23.6%	121,660	51.8%

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業者登録労働者(大阪市七、一八一名)に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市内に於ける狀況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一―三五歳の一、四六四名で總數の二〇・四%を占め、次は三六一―四〇歳(二〇・一%)、二六一―三〇歳(一七・一%)、四一―四五歳(一二・六%)、二一―二五歳(一〇・八%)等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名六十歳以上の者二五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・三%を占めて居り、大阪の一、四八九名(總數の二〇・七%)之に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

- 更に教育程度を觀るに、
- 文字を解せざる者 二、四二九名(三三・八%)
  - 尋常小學半途退學 一、二二二名(一七・〇%)

尋常小學校卒業程度以上 二、五九四名(三六・二%)  
 高等小學校卒業程度以上 八四三名(一一・七%)  
 中等學校卒業程度以上 八八名(一二・二%)  
 専門學校卒業程度以上 六名(〇・一%)  
 計 七、一八一名

といふ數字を示し、其の前職關係を觀るに、土木建築關係の者が最多數で二、九二〇名あり總數の四〇・七%を占め農林業關係の一、〇一八名(一四・二%)、工業及鑛業關係の九三五名(一三・〇%)、雜業の八〇〇名(一一・一%)等に亞いで居る。

次に、被登録者七、一八一名の生活態樣別を觀れば、家族を有する者五、三四八名(七四・五%)、獨身者一、八三三名(二五・五%)であり、有家族者の家族人員を觀れば、三人以上五人未満の者最も多く二、四二九名あり、五人以上八人未満の一、六三五名、一人以上三人未満の七三一名、八人以上十人未満の四〇三名、十人以上の一五〇名之に亞いで居る狀況である。

五

九月	五二,一五一	八,七六六	一三,八七七	三九五
十月	五〇,四九〇	一〇,〇〇九	一五,四六八	三三六
十一月	五九,〇六六	六,四四六	一四,九〇三	三九五
十二月	七四,九〇〇	六,四四六	一七,三三三	四三七
昭和十年一月	六九,五五五	八,九四〇	一五,九〇五	四三七
二月	六九,〇三三	一〇,三三〇	一七,六八五	四〇二
三月	九二,八三三	二九,〇四四	三二,一三七	四三七
四月	六五,一四八	八,〇〇六	一五,一〇九	四三五

要救済失業登録者の就労紹介は各紹介所共、若干の額付(指名労働者)を除き、労働手帳の番號順に依る所謂輪番配給循環の方法を採り、就労機会配分の公平を期して居るのであるが、各労働紹介所に於ける月別の就労回数を示せば次表の如く、六ヶ所に於ける各月の平均就労回数は本年三月の二七・八回を最高とし、昨年四月の二二・五回を最低として居る。

失業者使用事業に於ける就労統制の理想よりすれば、各紹介所間に於ける就労回数の均等、各月に於ける就労回数の均等こそ最も望ましいのであるが、次表にも見受けらるゝ如く現状に於ては其の回数にかなりの差がある。殊に、

三、四兩月に於ける就労回数に相当大なる開きを示して居るのは、特に、通年の就労統制上の見地からして注目すべき現象である。

大阪市要救済失業登録労働者就労回数状況

月別	大阪市立労働紹介所			
	京橋	築港	今宮千鳥橋	淡路今里(平均)
昭和八年十一月	二二八	二六	二一	二六
十二月	三二八	二五	二六	二三
昭和九年一月	二一五	二三	一八	二〇
二月	二二五	二七	二四	二六
三月	三二八	二九	二四	二七
四月	六八	一五	一三	一五
五月	四一七	二二	一四	一四
六月	五一五	一五	一三	一三
七月	二二〇	二一	一六	一七
八月	二二七	二八	二四	二八
九月	四二〇	二一	二四	二四

十月	七二〇	二二二	二二二	一九	二二	一四	一九	八
十一月	四二三	二六	二四	二二	二六	二五	二四	三
十二月	二二四	二三	一八	一八	二七	二五	二二	五
昭和十年一月	二一八	一九	一九	一九	二四	二一	二〇	〇
二月	二二一	二五	二二	一九	二四	二一	二二	〇
三月	三二八	二九	二五	二八	二七	三〇	二七	八
四月	三一	一七	二二	一三	二〇	二一	一七	三

六

失業應急事業に於ける労働賃銀に關しては關係通牒(註一)に次の如く示されて居る。即ち、

- 一、労働賃銀は其の地方に於ける同種の者の賃銀より低額なるを原則とし且成るべく多数の労働者を就勞せしむる爲夜業歩増等は之を避くる様努むること
- 一、労働賃銀は頭剣ねを避け且日拂と必要に應じ立替支拂制度を利用すること

大阪市労働紹介所に現はれたる労働賃銀に關し大阪地方事務局の調査(註二)がある。同調査は日備労働關係の代表

的業種三十種につき昨年七月に於ける状況を調べたものであるが其の數種につき、事業別に比較すれば、

大	失業者使用事業		一般事業	
	官公營	民營	官公營	民營
大工	一・七〇	一・七〇	二・〇〇	二・二〇
左官	一・七〇	一・七〇	二・一〇	二・一〇
石工	一・九〇	一・九〇	二・〇〇	二・三〇
コンクリート工	一・四五	一・四五	一・四〇	一・五〇
高職	一・七〇	一・七〇	二・三〇	二・〇〇
土工	一・一〇	一・一〇	一・四〇	一・五〇
諸雜役	一・一〇	一・一〇	一・三〇	一・五〇

といふ状況にあり、失業者使用事業の賃銀は他の一般事業に比して低額である事實を示して居る。

(註一) 失業問題關係事務参考資料(昭和九年版)第三七頁  
 (註二) 昭和九年七月京阪神三市労働紹介所に於ける日備労働者労働賃銀並労働時間

以上概観したるところを綜合するに、近來失業状態稍緩和の聲をきく一面、大阪市のみならず、要救済失業労働者一萬餘を推定せしむる状況にあり、市は各労働紹介所を通じて其の七〇%前後に相當する人々を現に登録し、労働手帳を交付、各種の失業者使用事業に紹介就勞せしめつゝあるのである。

之等登録労働者の多くは年齢三十歳乃至四十歳の有家族者で、教育程度は概して低く、曾て土木建築關係の業務に従事したものであるが、其の本籍を朝鮮に有する者が全數の過半を占めて居ることは注目に價するであらう。

次に登録者中若干の指名労働者を除く所謂循環配給に屬する者の就勞回数は平均して一ヶ月約二十數回といふ月もあるが、十二回餘といふ氣の毒な月さへもある状況である。而して其の賃銀は日拂であり、時に多い少いはあるが大體普通土工入夫で一圓十錢前後、技術工で一圓七八十錢(共に普通賃銀)といふ状況の様である。

今、家族五人を有する一登録労働者が毎早朝労働紹介所に出頭し、日給一圓二十錢の失業者使用事業の仕事に一ヶ月からうじて十五回就勞し得たとして、其の一家族の生活状態を靜かに想像していたゞけるならば、敢てこの小文の結びを必要としないであらう。

(附記)

本稿は全く匆匆の間に執筆を餘儀なくされたもので、従つて此の一篇は大阪市に於ける要救済失業登録労働者に關する現状一般を紹介するに止めたものである。然し、失業救済事業實施以來茲に拾年、其の間すでに幾多の問題を課せられつゝあるを自認する一人として、筆者は更に後の機會を約して置きたいのである。

## 名古屋市の失業保險制度に就て

平 田 隆 夫

周知の如く本邦都市の失業保險制度は二つに類別されるその一つは専ら日傭労働者を對象とするものであり、他は日傭労働者以外の一般労働者を被保險者とするものである日傭労働者以外の一般労働者に對する失業保險制度は、現在大阪市が昭和七年六月一日から實施してゐるのが本邦唯一の事例に過ぎない。しかし乍ら日傭労働者の失業保險制度は、神戸市(大正十五年から)、東京市(昭和二年から)等に現存しており、こゝに紹介せんとする名古屋市の制度も、亦その一つである。従つて本邦都市の失業保險制度としては、日傭労働者を目標とするものが支配的であると言ひ得るのである。この種の制度を最初に計畫、實施したのは、矢張大阪市である。即ち大正十四年大阪市労働共濟會の災

害共濟事業に合併して實施されたのであり、その後一時中止され、昭和四年再び復活されたが、現在は法規が存在するのみで、停止の状態となつてゐる。次に問題とする名古屋市の制度は、昭和六年五月から開設されたのであるから類似の施設中最も新しいものである。左にこの制度の組織並びに實績について極簡単に説明し、本邦都市失業保險制度の實狀の一端を伺ふ事としたい。

### 二

名古屋市に於ける日傭労働者失業保險制度は、名古屋市労働者共濟會が實施してゐる所である。同會は昭和六年五月十五日創設され、同年五月二十日からその事業を開始して今日に及んでゐる。同會の目的並びに使命は、次の言葉